

# 令和5年度人権に関するポスターコンクール実施要項

## 1 趣旨

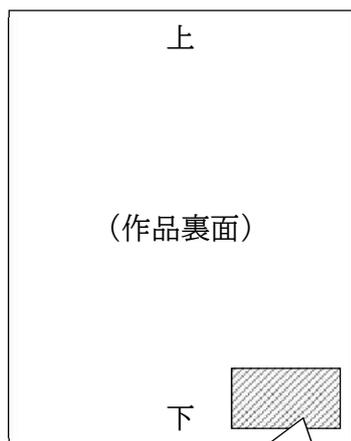
県内の小・中・義務教育・高等学校、並びに特別支援学校の児童・生徒及び一般から人権に関するポスターを募集し、優秀な作品の発表・表彰を行うことにより、児童・生徒等の人権に関する理解を深めるとともに、一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくりを目指す。

## 2 主催等

- (1) 主催  
鹿児島県
- (2) 共催  
鹿児島地方法務局、鹿児島県人権啓発活動ネットワーク協議会
- (3) 後援  
鹿児島県教育委員会

## 3 募集要項

- (1) 応募資格  
県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒及び一般（学生を含む。）
- (2) 内容  
日常の身近な題材により、一人ひとりの人権の尊重を訴えるもの
- (3) 作品規格
  - ア 用紙サイズは「四つ切り」又は「八つ切り」、用紙の向きは「縦書き」又は「横書き」とする。
  - イ 平面作品とする。
  - ウ 描画材料は制限しない。
  - エ 作品にキャッチフレーズを入れる場合は、人権尊重の趣旨に沿った内容とする。
  - オ 次のとおり、応募票を必ず記入の上、作品の裏面に貼り付ける。



作品の上下が分かるよう、作品裏面の右下に、応募票を貼り付けること。

### 応募票

(児童・生徒の場合)

令和5年度人権に関するポスターコンクール応募票			
ふりがな	.....	学	年
学校名	.....	年	年
ふりがな	.....		
氏名	.....		

(一般の方の場合)

令和5年度人権に関するポスターコンクール応募票	
住所	.....
電話番号	.....
ふりがな	.....
氏名	.....

(裏面に続く)

#### 4 応募期間

令和5年8月1日（火）～9月15日（金） ※当日消印のものまで有効とする。

#### 5 送付先等

##### (1) 送付先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（行政庁舎9階）  
鹿児島県総務部男女共同参画局人権同和対策課（電話099-286-2574）

##### (2) 送付方法

ア 児童・生徒の作品は、学校単位で学年毎に区分し、「人権に関するポスター団体応募票」（別記様式）を添えて送付する。

イ 一般の方がグループ単位で応募する場合も、団体応募票添付の上、代表者が一括して送付する。

ウ 作品は折らずに、厚紙を入れるなど保護対策をして送付する。

#### 6 審査及び発表

応募作品の審査は、県が委嘱する審査員が行い、次のとおり入賞作品及び学校賞を決定するとともに、入賞者には学校長（一般の方がグループ単位で応募する場合はグループの代表）を経由して通知する。なお、個人の場合は、県から直接通知する。

部 門	最優秀賞	部 門 別 最優秀賞	優 秀 賞	入 選	学 校 賞
小学校低学年（1・2年）	1	1	3	12	1
小学校中学年（3・4年）		1	3	12	1
小学校高学年（5・6年）		1	3	12	1
中 学 校		1	3	10	1
高 等 学 校		1	3	10	1
特 別 支 援 学 校		1	3	10	1
一 般		1	3	5	—

※ 義務教育学校の審査部門は、1・2年→小学校低学年，3・4年→小学校中学年，5・6年→小学校高学年，7～9年→中学校とする。

#### 7 表彰

最優秀賞，部門別最優秀賞の受賞者及び学校賞受賞校は，令和5年12月頃に表彰する。

優秀賞及び入選の受賞者へは賞状及び副賞（作品の写真を焼き付けた楯等）を，学校の場合は学校長を経由して，一般の方については直接若しくはグループの代表を通じて送付の上，授与する。

#### 8 その他

(1) 応募作品は1人1点とし，自作の未発表のものに限る。なお，複数人による作品は審査の対象としない。

(2) 応募作品に係る諸権利（著作権等）は主催者に帰属する。

(3) 入賞者及び入賞作品については，氏名，学校名，学年，作品を県のホームページで公表するとともに，当該作品を利用して人権啓発のためのポスターの原画，パネル展示会等に使用し，当該情報は報道機関へも提供する。なお，不都合がある場合は，事前に申し出ること。

(4) 応募作品は，原則として返却しない。

(5) 文字は，読みやすく，間違いのないようにする。

(6) 新聞，雑誌等に発表されたものの模倣は避け，自由な発想で制作する。

(7) 「人権に関するポスター応募票」に氏名等を記載するときは，漢字・ふりがなに誤りがないうよう十分注意する。